

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
【部門区分】第5部門第1区分
【発行日】平成28年10月20日(2016.10.20)

【公開番号】特開2016-14361(P2016-14361A)
【公開日】平成28年1月28日(2016.1.28)
【年通号数】公開・登録公報2016-006
【出願番号】特願2014-137390(P2014-137390)
【国際特許分類】

F 0 3 D 7/04 (2006.01)

【F I】

F 0 3 D 7/04 H

【手続補正書】

【提出日】平成28年9月5日(2016.9.5)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

ピッチ角を制御可能なブレードを有するダウンウインド型風車であって、
前記ピッチ角を制御する制御装置は、
前記風車を停止させる際に、前記ブレードのピッチ角を流入角が大きくなる方向に回転させて前記ブレードがフェザー状態になるように制御することを特徴とするダウンウインド型風車。

【請求項2】

請求項1に記載のダウンウインド型風車において、
前記ピッチ角を制御する制御装置は、
前記風車を停止する際の前記ブレードのピッチ角または前記ピッチ角と相関関係を有する状態量を判断指標として、前記ピッチ角または前記状態量が所定値を超えるときには、前記ピッチ角を流入角が小さくなる方向に回転させ、流入角がゼロの状態を経由してフェザー状態になるように制御することを特徴とするダウンウインド型風車。

【請求項3】

ピッチ角を制御可能なブレードを有するダウンウインド型風車の停止方法であって、
前記風車を停止させる際に、前記ブレードのピッチ角を流入角が大きくなる方向に回転させてブレードがフェザー状態になるようにネガティブフェザー動作を行うことを特徴とするダウンウインド型風車の停止方法。

【請求項4】

請求項3に記載のダウンウインド型風車の停止方法において、
前記風車を停止する際の前記ブレードのピッチ角または前記ピッチ角と相関関係を有する状態量を判断指標として、前記ピッチ角または前記状態量が所定値を超えるときには、前記ピッチ角を流入角が小さくなる方向に回転させ、流入角がゼロの状態を経由してフェザー状態になるようにポジティブフェザー動作を行うことを特徴とするダウンウインド型風車の停止方法。

【請求項5】

請求項4に記載のダウンウインド型風車の停止方法において、
複数のブレードのピッチ角の平均値を判断指標として前記ネガティブフェザー動作と前記ポジティブフェザー動作の使い分けを行うこと特徴とするダウンウインド型風車の停止

方法。

【請求項 6】

請求項 4 に記載のダウンウインド型風車の停止方法において、
複数のブレードのピッチ角の最大値を判断指標として前記ネガティブフェザー動作と前記ポジティブフェザー動作の使い分けを行うこと特徴とするダウンウインド型風車の停止方法。

【請求項 7】

請求項 4 に記載のダウンウインド型風車の停止方法において、
複数のブレードのピッチ角の最小値を判断指標として前記ネガティブフェザー動作と前記ポジティブフェザー動作の使い分けを行うこと特徴とするダウンウインド型風車の停止方法。

【請求項 8】

請求項 4 に記載のダウンウインド型風車の停止方法において、
風速を判断指標として前記ネガティブフェザー動作と前記ポジティブフェザー動作の使い分けを行うこと特徴とするダウンウインド型風車の停止方法。

【請求項 9】

請求項 4 に記載のダウンウインド型風車の停止方法において、
風車の回転数を判断指標として前記ネガティブフェザー動作と前記ポジティブフェザー動作の使い分けを行うこと特徴とするダウンウインド型風車の停止方法。